

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148276
地図番号	K1 43-4	筆界特定	余白		
所 在	近江八幡市十王町字新海			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番87	宅地	171	67	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番 地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D74068 (1 / 1)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148278
地図番号	K1 43-4 K1 53-2	筆界特定	余白		
所 在	近江八幡市十王町字新海			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番89	宅地	171	67	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D74070 (1 / 1)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1617010148279
地図番号	K1 43-4 K1 53-2	筆界特定	余 白		
所 在	近江八幡市十王町字新海			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番90	宅地	171	68	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1617010148146
地図番号	K1 43-4 K1 53-2	筆界特定	余 白		
所 在	近江八幡市十王町字御子			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1203番5	宅地	175	96	1203番から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1842号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番 地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1850号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148281
地図番号	K1 53-2	筆界特定	余白		
所 在	近江八幡市十王町字新海			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番92	宅地	96	91	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番 地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148384
地図番号	K1 53-2	筆界特定	余白		
所 在	近江八幡市十王町字御子			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1219番5	公衆用道路	74		1219番から分筆 〔令和4年3月3日〕	
余白	宅地	74	83	②③令和4年1月22日地目変更 〔令和4年3月4日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和1年10月24日 第16522号	原因 平成17年3月31日譲与 所有者 近 江 八 幡 市 順位2番の登記を転写 令和4年2月24日受付 第2377号
2	所有権移転	令和4年3月23日 第3744号	原因 令和4年3月18日都市計画法第40条 第1項の規定による帰属 所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番 地4 株式会社中尾ハウジング



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月25日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1617010148284
地図番号	K1 43-4 K1 53-2	筆界特定	余 白		
所 在	近江八幡市十王町字新海			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番95	宅地	171	71	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和4年3月10日
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾 我 部 淳

